

新 旧 対 照 表

福祉部高齢福祉課

現行	改正（案）
（職員配置の基準） 第14条 （略） 2 から 4 まで （略） 5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 6 から12まで （略） （協力病院等） 第27条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。 （新設）	（職員配置の基準） 第14条 （略） 2 から 4 まで （略） 5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 6 から12まで （略） （協力医療機関等） 第27条 養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合において、複数の協力医療機関を定めることにより当該各号に定める要件を満たすこととすることができる。 (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホーム

		の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
(新設)	2	養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
(新設)	3	養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
(新設)	4	養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
(新設)	5	養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。
2	(略)	6 (略)
		付 則 (施行期日)

- | | |
|--|--|
| | <ol style="list-style-type: none">1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)2 この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 27 条第 1 項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。 |
|--|--|